

第3号様式（第6条関係）

貸与料金の算定根拠明細書

匝瑳市長 あて

リース事業者 住所
名称
代表者職氏名
電話

リース先 住所
氏名
電話

補助事業で導入する設備については、下記のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について、間違いがないこと及び補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※ 前払金を含む、税抜き金額		
		匝瑳市補助金 (a)	国の補助金 (b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なしの場合 (d)	補助金ありの場合 (e)	差額(f) ((d)-(e))

（注意事項）

- (1) 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。
- (2) 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- (3) 匝瑳市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- (4) リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。